

学校いじめ防止基本方針

邑楽町立中野東小学校

I 学校教育目標

心身ともに健康で、豊かな人間性、高い知性、たくましい意志と優れた創像力をもった自主的で規律ある子どもの育成に努め、次に掲げる子どもを目指す。

(ひ) 人を大切にする子 (が) がんばる子 (し) しっかり考える子

II いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめを克服し、毎日が楽しく笑顔のあふれる学校を目指します。

いじめを克服し、不登校や問題行動の減少を目指します。

いじめを克服し、子供たちの学力向上を目指します。

III いじめ防止等の校内組織

生徒指導委員会を中心に、いじめの防止、早期発見及び早期解消等に関する措置を実効的に行う。構成員は以下のとおり。必要に応じて教育相談主任、該当担任、相談員、スクールカウンセラー等も参加する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務、養護教諭、生徒指導主任、特支担任、各学年代表 1 名

〈役割〉

- 学校基本方針にもとづく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの情報や児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施する。
- 本人がいじめを否定したり、周囲がいじめと認識していなかったりする場合も、いじめにつながる行為については適切に対応する。

IV 未然防止の取組

「いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る」という事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

1 居場所づくり

(1) 学習指導の充実

① 「わかる」「楽しい」「身につく」授業

わかる授業づくりを校内研修により推進する。

「自己有用感を与える授業」、「共感的人間関係を基礎とした授業」「自己決定の場を与える授業」という生徒指導の3つの機能を生かした授業づくりに全教職員で取り組む。

すべての児童が授業に参加でき、授業場面で活躍できるための授業改善を行う。

公開授業を行い、授業を参観し合う機会を年間計画に位置づける。

- ②「信頼関係」のある授業
 - 教師の人権意識を高める。
 - 児童の発言やがんばり、よさを多面的に認める。
 - 児童同士で認め合える場を設定する。
 - 授業中の正答以外の発言や自分と異なる意見などについてもそこから学ぶ姿勢を育てる。
- (2) 環境づくり
 - ①教室環境
 - 授業規律のある学級
 - だれもが安心できる居場所のある学級
 - 整頓された学級
 - 児童が学級への所属感をもてるような掲示
 - ②学校環境
 - 同学年だけでなく、異学年においても絆を深める学校
 - 花や生き物を大切に作る学校
 - 児童の活躍した様子の写真や賞状などの掲示
 - ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」やいじめ防止ポスター・防止標語などを掲示し、いじめ防止の意識付けを図る環境
- (3) 人権教育の充実
 - ① 常時指導の充実
 - 人権教育の基盤をなす「常時指導」（常にお互いを大切にする指導）を児童が学校で過ごす全ての場面において行う。
 - 人権教育の全体計画や年間指導計画の活用、見直し・改善を通して、授業や学校行事等と人権教育との関連を図りながら指導する。
 - ② 教職員の人権感覚
 - 児童生徒一人一人の大切さを自覚し、かけがえのない一人の人間として接する。
 - 人権感覚を高め、不用意な言動でいじめを助長するようなことがないようにする。特に、児童の呼名には、敬称を付ける。
- (4) 道徳教育の充実
 - ①全校体制
 - 学校の教育活動全体で、児童の道徳性を育むということを意識する。
 - ②道徳の時間
 - 規範意識、友情、思いやり、寛容、誠実、公正公平、親切、勇気など、いじめの未然防止に関連した様々な道徳的価値について児童がじっくりと考えを深められるようにする。
 - 授業の中で、自己を振り返り、生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育む。

2 絆づくり

児童が主体的に行う活動をとおして、他者から認められている、他者の役に立っているという「自己有用感」を高め、人と関わることを喜びとを感じる場や機会をつくり、いじめに向かわない児童を育成することを目指す。

(1) 特別活動の充実

① 学級活動

- いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の方法等について話し合う。
- 学級全体による集団決定や一人一人の自己決定を経て、いじめ防止へ向けた具体的な取組を実践する。
- 話合いの議題の選定から司会までをすべての児童に経験させ、いじめにつながるような学級の諸問題を自分たちで解決していこうとする自発的・自治的な能力を育てる。

② 児童会活動

- 縦割り活動を年間を通して実施し、よりよい人間関係づくりをする。

③ クラブ活動

- 異年齢集団による自発的、自治的な活動を効果的に展開することを通して、リーダーシップやメンバーシップを意識させたり、役割分担の必要性に気付かせたりして、異年齢の他者ともよりよい人間関係を築くことができるようにする。

④ 学校行事

- 異年齢交流活動や集団活動を通して、互いを思いやったり、共に協力し合ったりするなどの人間関係を築く。
- 全ての児童生徒が活躍できる場面をつくりだし、児童生徒の自己有用感を高めることで、いじめに向かわない児童を育成する。

3 学校・家庭・地域等の体制づくり

学校の指導体制を充実し、家庭・地域・関係機関の理解と協力を得て、児童生徒の健全育成に取り組む体制づくりを構築する。

(1) 学校体制の充実

① 教職員の見守る目

- 日頃から児童生徒の学校生活の様子に目を配り、よい表れやよい行動を積極的に認めたり、言葉に出して具体的な言葉をかけたりする。
- 悩みや不安を抱える児童生徒には、共感的に関わり、自らの力で解決できるような助言や支援に努める。

② 教職員同士の連携

- 児童生徒の家庭環境や友人関係、生活の様子等の情報を共有し、組織的な指導、支援ができるようにする。
- その日にあった個人や集団のよい取組や努力などを教職員間で情報交換し、積極的に賞賛する。
- 養護教諭やスクールカウンセラー、相談員等と情報を共有する。

(2) 学校を超えた連携

① 受け入れ体制の整備

- 「はぐくみシート」などを活用し、幼保こ小、小中との縦の接続を大切にし、スムーズな受け入れができるようにする。

② 校種間の連携

- 校種を超えて、地区の児童生徒が集まるいじめ防止会議や交流活動に、積極

的に参加する。

(3) 学校・家庭・地域の連携

①学校の様子を積極的に発信

学校だよりやホームページを利用し、学校の様子を常に発信する。

保護者だけでなく、地域の自治会、健全育成団体、民生委員児童委員等とも児童の様子を地域連携会議などで定期的に情報交換する。

保護者や地域の人がいじめにつながるような事案を学校に伝えることができるように、児童の様子で気になることがあった場合、学校に連絡をするように依頼しておく。

②家庭・地域との連携

校区の区長や民生児童委員などとまめに連絡を取り合い、連携し合える関係をつくることで「緊急時の連携」に結びつける。

③関係機関との連携

スクールサポーターなどを通して警察等の関係機関と日常的に連携を取り合い、非行防止教室など未然防止の視点からも連携を図る。

いじめを早期発見するために、以下の3点を基本とする。

①児童のささいな変化に気づくこと

②気づいた情報を確実に共有すること

③（情報に基づき）速やかに対応すること

V 早期発見の取組

(1) 児童の変化に気づくために

朝の健康観察では、一人一人の顔を見て声を聞く。

ノートに書く文字に注意する。

保護者の連絡帳から情報を得る。

変化の気づきをメモ・記録する。

毎月行う「いじめアンケート」の記述に注意する。

地域と日常的に連携し、情報を得る。

(2) 情報の共有化のために

同学年や関係する教職員との情報交換を「いじめ発見」の視点で行う。

児童によっては、担任に相談しない場合もあるので、相談室や保健室への来室状況を連絡し合う。

情報が放置されないよう、教職員のいじめに対する意識を高める。

(3) 速やかな対応のために

いじめの「早期認知」により、いじめを深刻化させずに済むという認識を持つ。

教師の気づきを保護者と共有し、早期対応へ、協力を依頼する。

暴力的な行為に対しては、速やかに止めることを最優先する。一人で止められそうにないときには、他の教職員の応援を求める。

いじめ問題が生じたときは、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

1 組織的対応の展開

VI 早期解消の取組

- ・最初に認知した教職員が一人で抱え込まない。
- ・いじめの報告を受けても、指導力が否定されたとせずに対応する。
- ・独断で判断して、解決を焦らない。

いじめの情報(気になる情報)のキャッチ

- ・情報の整理を行う。
- ・対応方針を決定する。
- ・役割分担を決め、組織で対応する。
- ・時系列に沿って、経過の記録を残す。

いじめ対策委員会の開催

- ・いじめの状況、いじめのきっかけ等を、じっくり聞く。
- ・聴取は、被害者、周囲にいる者、加害者の順に行う。
- ・複数の教員で対応する。

事実の究明と支援・指導

- 【被害者へ】
- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられている児童の味方になる。
 - ・担任を中心に、児童が話しやすい教員が対応する。
 - ・いじている児童との今後のつきあい方などを具体的に指導する。

いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

- 【加害者へ】
- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
 - ・対応する教員は、中立の立場で事実確認を行う。
 - ・自分が加害者であることの自覚を持たせ、責任転嫁をさせない。

- 【傍観者へ】
- ・いじめは、学級や学年など集団全体の問題として対応していく。
 - ・周囲ではやし立てていた者や、傍観していた者も問題の関係者として事実を受け止めさせる。
 - ・これからどのように行動したらよいか考えさせる。

2 保護者との連携

(1) 被害児童の保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭へ連絡を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校の対応を具体的に示す。
- 学校として児童を徹底して守ることを伝える。
- 保護者からも、情報提供を受ける。
- 対応を安易に終結させない。経過を観察する方針を伝え、協力を得る。

(2) 加害児童の保護者との連携

- いじめの状況、相手の児童の状況など事実を伝え、いじめの深刻さを認識してもらうようにする。
- 誰もが、いじめる側、いじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

(3) 保護者との日常的な連携

- 年度当初から、いじめ問題に対する学校の認識や対応方針、方法などを周知する。
- 保護者へは、日常的に児童の変化に関心を持ってもらうよう働きかけ、情報を提供してもらう。

3 出席停止制度の適切な運用

(1) 出席停止制度の趣旨等

出席停止の制度は、本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度である。出席停止制度については、児童生徒の就学義務にも関わることから、市町村教育委員会が校長の意見を十分聞いた上で、定められた規則を確認しながら、その権限と責任において運用していくことが求められる。

(2) 出席停止制度の法的根拠

出席停止の制度は、学校教育法第35条に規定されている。

【学校教育法】

(児童の出席停止)

第35条市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときはその保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(準用規定)

第49条第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

(3) 出席停止の判断基準

上記条文に基づき、出席停止の判断する際、下記の①～③がすべてあてはまるかどうか判断する。

【出席停止に関する判断基準】

- ①学校教育法第35条第1項の各号にあてはまる行為の1又は2つ以上を繰り返し行い、その行為を本人と保護者が認めていること
- ②学校が可能な限りの教育指導を行っても、問題行動や学校秩序の状況に改善が見られないこと
- ③出席停止をすることにより、秩序の回復や指導の効果を見通すことができること

VII 教育委員会及び関係諸機関との連携

深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。

日頃からの連携が、深刻な事案が発生したときの連携を容易にする。

<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの発見状況を報告する。 ・ 対応方針について相談したい。 	市町村教育委員会 県教育委員会・教育事務所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導方針や解決方法について相談したい。 ・ 児童生徒や保護者への対応方法を相談したい。 	総合教育センター いじめ・生徒指導相談室
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件等が発生している。 	児童相談所 警察、少年育成センター
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた児童生徒が外傷や心的外傷を負っている。 	医療機関 こころの健康センター
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒への福祉的・心理的側面からの支援のあり方について相談したい。 	児童相談所 市町村の福祉課等

Ⅷ 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校及び教育委員会は、迅速かつ適切な方法で、児童生徒や保護者への心のケアに努めるとともに、落ち着いた学校生活を取り戻すため、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーの配慮に留意する必要がある。そのうえで、法に基づいた調査と報告が必要となる。

1 重大事態とは

(1) いじめにより被害児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事案

児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害（金銭の強要や器物損壊など）を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などが想定される。

(2) いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席した事案

相当の期間については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間（6日以上）連続して欠席しているような場合は、迅速に対応する必要がある。

(3) その他のいじめ事案

いじめの被害児童生徒または保護者が、精神的被害が重大であると申し立てている事案についても同様に調査を開始する必要がある。

2 いじめ防止対策推進法に基づく対応

(1) 法第28条に基づく調査

学校または教育委員会（設置者）は、その事案が重大事態であると判断したときは、同種の事態の発生を防止するため、重大事態調査委員会等を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係（要因、時期、行為者、態様、背景事情、人間関係、問題点、学校の対応状況など）を明確にするための調査を実施し、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に情報を提供するとともに、地方公共団体の長に報告する必要がある。

学校が調査主体となる場合は、法第22条の規定に基づき、学校に常設する「いじめ対策委員会（仮称）」が主体となりますが、外部から専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や利害関係を有しない第三者の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するように努めることとする。

県立学校で発生した重大事態に対して、教育委員会（設置者）が調査主体となる場合は状況に応じて「群馬県公立学校いじめ問題等調査委員会」を活用する。

また、市町村立学校で発生した重大事態については、当該市町村教育委員会で調査を実施するが、必要に応じて「群馬県公立学校いじめ問題等調査委員会」の活用も考えられる。

(2) 法第30条に基づく再調査

地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、学校や教育委員会（設置者）の行った調査について再調査を実施することができる。

3 被害児童の保護

(1) 複数の教職員による保護

学校は、被害児童生徒の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教職員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害児童生徒の情報共有を一日複数回実施する必要がある。また、被害児童生徒が帰宅した後も、教職員が保護者に電話し、様子を確認するなど、積極的に状況の把握に努めることが大切である。

(2) スクールカウンセラーによるケア

学校は、スクールカウンセラーと教職員との情報共有の徹底を図るとともに、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する必要がある。また、被害児童生徒の保護者についても、大きなストレスを感じていることが想定されることから、保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。

(3) スクールソーシャルワーカー等の活用及び家庭状況の把握

学校は、スクールソーシャルワーカーや市町村福祉担当職員と連携し、福祉的な視点から被害児童生徒の家庭状況等を把握する必要がある。また、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して、被害児童生徒とその家庭を支援する。

(4) 適応指導教室への通級及び別室登校等の実施

学校は、いじめが原因で不登校になっている被害児童生徒の適応指導教室への通級や、被害児童生徒の状況に応じた別室登校の実施など、緊急避難措置を検討・実施する必要がある。

4 加害児童への対応

(1) 別室指導の検討

学校は、被害児童生徒が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害児童生徒の別室指導を検討する必要がある。なお、別室指導の実施にあたっては、事前に教育委員会と十分に協議することが必要である。

(2) 警察への相談・通報

学校は、児童生徒の行為が暴行や金銭の強要など犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、被害児童生徒を守るとともに、被害の拡大を防止するため、速やかに警察に相談・通報する。また、警察への通報等の学校の考え方について、共通理解を図っておくことが大切である。

(3) 懲戒や出席停止

学校は、児童生徒の指導を継続的に行っても改善が見られず、他の児童生徒の学習の妨げになる場合には、教育委員会との連携の下、校長による訓告（校長による嚴重注意等）を検討する必要がある。また、市町村教育委員会は、懲戒を行ったにもかかわらず改善が見られない場合には、出席停止について検討することが求められる。

(4) 加害児童生徒とその保護者に対するケア

加害行為の背景には、例えば、当該児童生徒が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた心の傷などが原因となっている場合がある。学校は、必要に応じて、加害児童生徒のケアにも努める必要がある。また、重大事態に至るケースにおいては、加害児童生徒の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もある。スクールカウンセラー等を活用して保護者のケアにも努める必要がある。

5 教育委員会・関係機関との連携

(1) 教育委員会への報告と連携

学校は、重大事態の発生を教育委員会に速やかに報告し、教育委員会と一体となって対応する必要がある。また、教育委員会は、校長を補佐するため、指導主事等を集中的に派遣することを検討するとともに、学校の要請に基づき、県教育委員会が配置しているスクールカウンセラースーパーバイザー等の活用を図る。

(2) 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

いじめの原因の一つとして児童生徒の家庭に児童虐待等があると疑われる場合がある。その場合、学校は児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、児童生徒に精神疾患等が認められる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談する。

(3) 群馬県こころの緊急支援チーム（CRP）の活用

学校は、自殺事案が発生した場合の支援のため、群馬県こころの健康センターが派遣する「こころの緊急支援チーム」の活用を図ることも考えられる。

※群馬県こころの健康センター 住所前橋市野中町368

電話 (027) 263-1166

FAX (027) 261-9912

(4) 群馬県公立学校いじめ問題等調査委員会の活用

市町村教育委員会は、重大ないじめ事態の調査に関して、県教育委員会が設置している「群馬県公立学校いじめ問題等調査委員会」の活用を図ることも考えられる。

6 保護者との連携

(1) いじめ対策緊急保護者会の開催

学校は、憶測や噂などの誤った情報で事態が混乱することを防止するため、教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会などを開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明する。

(2) P T Aとの連携

P T A役員等が被害及び加害児童生徒の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もある。学校はP T A役員等に情報提供するなど、積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

(3) 民生委員・児童委員等との連携

重大事態においては、間断なく児童生徒を見守る必要がある。学校は、民生委員・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での見守り、巡回などを依頼する。

子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き

文部科学省(H22.9)
抜粋・参照

1 危機対応の態勢

- <状況の把握>**
 - 客観的で正確な事実把握
 - 対応経過を時系列で記録
- <当面の対応>**
 - 現場での応急処置
 - 居合わせた子どもへの対応
 - 外部からの対応
 - 警察との連携 ○報道への対応
 - 遺族への対応 ○記者会見
 - 保護者会
 - 学校再開の方針 など
- <初期目標>**
 - 遺族の気持ちにより添う
 - 心のケア
 - 学校の日常活動の回復
 - 自殺連鎖(後追い)防止
- <適切なリーダーシップ>**
 - 校長の陣頭指揮とチーム対応
 - 学校危機の実務経験者による助言
- <必要な人員の確保>**
 - 最初の3日間、教育委員会は複数の職員を派遣
 - 随時の教員の補充
 - スクールカウンセラー、SV等の派遣
 - こころの緊急支援チーム(CRP)の派遣
- <危機時の役割分担>**
 - ・保護者担当
 - ・個別(遺族)担当
 - ・報道担当
 - ・学校安全(警察)担当
 - ・庶務担当
 - ・情報業務担当
 - ・総務担当
 - ・学年担当
 - ・ケア担当
- <チーム編成と会議>**
 - 校内危機管理チームの設置
 - ・職員会議やチーム会議、1日3回を目安
 - ケア会議 1日1回以上

2 遺族へのかかわり

- <遺族へのかかわり>**
 - 遺族へのコンタクト
 - 校長、担任とは別に連絡窓口担当
 - 保護者やマスコミへ伝える事実を遺族から了解を得る
 - きょうだいへのサポート
- <通夜、葬儀について>**
 - 遺族の意向の確認
 - 各保護者の判断で参列
- <葬儀後のかかわり>**
 - 専門的なケア、紹介、情報提供
 - 遺品の扱い ○卒業アルバム

3 情報収集・発信

- <情報の収集と整理>**
 - 警察が公表している情報などにより事実確認
 - 教職員の気になることの情報収集
 - 全校教員の共通認識
- <機微的な情報発信と注意すべきこと>**
 - 憶測に基づく噂話を広げない
 - 正確で一貫した情報発信
 - 外部に出せる情報確認
 - ・発生事実の概要
 - ・対応経過
 - ・今後の予定
 - 遺族からの了解
 - 保護者・外部からの問い合わせ窓口設置
- <その他情報の取り扱い>**
 - 自殺の動機や背景は、早い段階で決めつけない
 - 断片的な情報は公表しない
 - 家庭環境の情報に配慮
 - インターネット、メールの情報収集
- <広報対応>**
 - マスコミからの問い合わせに対し、校長とは別に教育委員会を含む職員の中から窓口(報道担当)を置く
 - 最初の何日間は記者会見を検討
 - 記者会見の準備を教育委員会がサポートし、複数での対応が必要
 - 誠実に対応することが大切
- <自殺の背景>**
 - 教職員の聞き取り、子どもからの聞き取りを速やかに実施
 - たとえ学校に不都合なことで、事実は事実として向き合う姿勢
 - 遺族へ必要に応じて説明

4 保護者への説明

- <保護者への情報提供>**
 - 保護者に正確な情報を伝える
 - ・憶測に基づく噂の広がりを防止
 - 保護者向け文書の発行
 - ・今回の事実や学校の対応
 - ・今後の予定
 - ・子どもへの接し方
 - ・校内カウンセリング
 - PTAとの連携、協力要請
- <保護者会>**
 - 遺族の意向を確認し、早期実施に向け準備
 - スクールカウンセラーの講話
 - 保護者の不安に対応できるよう、教員、スクールカウンセラー等を待機させる

5 心のケア

- <ケア会議>**
 - 1日1回以上実施、ケア全体を統括
 - 配慮が必要と考えられる子ども、影響を受けるかもしれない子ども全体を広く把握
- <評価>**
 - 配慮が必要なケースのリスタアップ
 - 心と体の健康状態アンケートを実施
- <気になるケースへのアプローチ>**
 - スクールカウンセラーと協議し、気になるケースは家庭訪問や面談、電話連絡を実施
 - ショックや自責感の強い子どもへは、スクールカウンセラーなどが対応
- <教職員へのサポート>**
 - 教員のカウンセリング
 - 職員会議でスクールカウンセラーの講話、グループワークによる分かち合いの実施
- <相談態勢>**
 - 配慮が必要なケースを優先しつつ、広く希望者に対応
 - 保護者や子どもの電話相談に対応
- <教職員の健康管理>**
 - 眠れない場合は医療機関の受診

6 学校活動

- <学校再開の準備>**
 - 子どもに事実を伝える準備
 - 校長から伝える際の注意
 - ・全校集会を短く、各学級で対応
 - ・校長メッセージは短く、事前にチェック
 - その他学校再開の準備
 - ・クラスや保健室に補助教員とスクールカウンセラーを配置
 - ・保健室に飲み物(カフェインなし)、靴、ティッシュ、毛布を用意
 - ・トラウマの予防と連鎖リスクを下げるため、現場の遮断
 - ・登下校の見守り態勢
- <クラスでの伝え方>**
 - 事実を伝える(知)
 - 感情を表現する(情)
 - これからどうするかを話す(意)
- <クラスでの復の過程>**
 - 通夜、葬儀へのかかわり
 - ・葬儀マナーの指導
 - 葬儀後
 - ・つらく感じている子どもへの配慮

その他資料 ○「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査について」(H23. 6. 1)
○「児童生徒の自殺等に関する実態調査について」(H23. 6. 1)

Ⅸ いじめ防止に関する年間計画

	具体的な取組内容	取組上の留意点
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等の対策のための組織の設置 ○第1回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査① ○いじめ防止に関する年間計画の共通理解 ○学校間、学年間の情報交換、指導引き継ぎ ○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり ○保護者への「学校基本方針」の説明、相談窓口の周知 ○児童会本部によるあいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての教職員が学校基本方針を、共通理解する ・保護者、地域の方々にもいじめ防止等の取組について理解してもらえよう、保護者会や、学校通信、Web ページ等で周知を図る
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査② ○相談員やスクールカウンセラーと日常的に情報交換を行う。 ○第1回 hyper-QU 実施 ○縦割り班活動開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問からの情報や相談員・SCとの情報の共有化を促進する。 ・縦割り班活動によって、異学年との人間関係づくりを図る。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査③ ○いじめ防止フォーラムに参加する。 ○一人一授業の実践 ○相談箱の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止フォーラムの内容を全校に周知する。 ・授業を通して人間関係づくりの視点から授業公開を行う。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査④ ○学校評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・hyper-QUにより学級の特性をつかみ、道徳や学級活動の授業を工夫する。 ・学校評価を行い、教職員の取組の振り返りや、保護者や地域からの評価の集計を行う。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査⑤ ○人権ポスター・標語・作文の制作 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCを講師として、児童とのかかわり方について研修を行う。 ・学校評価の結果から、取組全体を見直す。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○第6回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査⑥ 	

10月	<ul style="list-style-type: none"> ○第7回いじめ対策委員会 ○運動会を通じた人間関係づくり ○いじめに関するアンケート調査⑦ ○一人一授業の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会における縦割り班活動を通して、人間関係づくりを図る。
11月	<ul style="list-style-type: none"> 第8回いじめ対策委員会 ○第2回 hyper-QU 実施 ○いじめに関するアンケート調査⑧ ○一人一授業の実施 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○第9回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査⑨ ○人権週間（冬のいじめ防止強化月間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級ごとに、いじめ防止のスローガンを発表し、意識付けを図る。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○第10回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査⑩ ○学校評価の実施② 	<ul style="list-style-type: none"> ・ hyper-QU により学級の特徴をつかみ、道徳や学級活動の授業を工夫する。 ・ 学校評価の結果を基に、取組全体の見直しや今後の取組について検討する。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○第11回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査⑪ ○いじめ防止子ども会議への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止子ども会議の内容を共有し、来年度の取組に生かせるようにする。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○第12回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査⑫ ○学校基本方針の見直しと来年度に向けての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止等の対策のための組織が中心となり、今年度の取組についての検証と、来年度に向けての方針について検討する